

TY キーパー塾 - 規約

<名称>本スクールは「TY キーパー塾」と称する。

<目的>本スクールは、サッカー、ゴールキーパーに対する正しい理解と関心を深め、併せて心身の健全な育成を促し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

<所在地>本スクール事務所は、千葉県市川市柏井町 1-1581-24 におく。本スクール開催場所は、幕張校：ZOZO Honda Football Area：千葉県千葉市美浜区若葉 3-2-17 とする。

<入会資格>本スクールの趣旨に賛同し本規約を確認のうえ、これを遵守することを承諾した方で、かつ健康状態が本スクールの受講および施設の利用に支障のない方とする。

<資格の停止・および除名>本スクールは、会員が以下の事項に該当する時は、会員資格の一時停止または、除名をすることができる。

- ・月会費、その他の支払いを2ヶ月以上滞納したとき。
- ・本規約に定める事項に違反したとき。
- ・本スクールの信用を著しく害し、また会員としての品位を損なったり、その他公の秩序に反したとき。
- ・施設等を故意または過失により破損したとき。
- ・その他会員としてふさわしくないと、本スクールが認めたとき。

<指導>本スクールの会員は、定められた日程・時間に指導を受ける資格を有する。但し、季節などにより指導時間を変更する事がある。

<入会手続き>入会希望者は、別に定める入会申込用紙若しくは入会申し込みフォームに必要事項を記入の上提出し、入会金・年会費・月会費(2ヵ月分)・ウェア代を指定銀行に振り込むものとする。但し、時期などにより入会金・年会費を変更する事がある。

<入会金>納入された入会金は、理由の如何を問わず、返還しないものとする。

<月会費>月会費は前納とし、翌月分を当月27日までに本スクール所定の方法にて納入しなければならない。なお、納入された月会費は、理由の如何を問わず、返還しないものとする。

退会・休会>退会・休会をする者は、退会希望月の2ヶ月前までに退会届を提出しなければならない。休会は期限6ヶ月以内とし、これを超える場合は自然退会とし、会員資格を失うものとする。但し、特別理由と認める時はこの限りではない。

<コースの変更>コースの変更を希望する者は、変更希望月の2ヶ月前までにコース変更届を提出しなければならない。

<通知義務>会員は住所・電話番号等必要事項の変更が生じた場合には、速やかに本スクールに報告しなければならない。

<健康管理>本スクールに参加する会員の健康状態の関しては、常に保護者が責任をもって管理するものとし、本スクールは一切の責任を負わない。

<障害事故>練習中又は、試合中の事故については、本スクールで応急処置を行うが、その後の処置については、保護者が責任を負うものとする。

<障害事故の補償>本スクールの練習・試合中の事故については、本スクールの障害保険範囲内にて責に任ずるものとし、その範囲を超える責は、一切負わないものとする。

<実施日の確定>本スクールの実施日は、別に定める通りとする。本スクールは利用施設の管理運営上、やむを得ない場合は連絡のうえ、本スクールの中止または制限をすることができるものとする。悪天候の場合、本スクールを中止することがあるが、振替および順延はしないものとする。

<器物破損>会員が本施設内で故意に器物を破損した場合は、会員の責任と負担において修復をしなければならない。

<駐車場内での事故>駐車場内で起こった事故は当方では一切責任を負わない事とする。

以上

2023.10.29 更新